完全護憲の会ニュース 111 号

2023 年 3 月 10 日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX ：03-3772-5095
E メール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：https://kanzengoken.com/

目　次

第 106 回例会・勉強会の報告　P.1
別紙 1　事務局報告　P.2
別紙 2　政治の現況について　P.5
別紙 3　提言
◇「９条変えない　緊急事態条項 NO！」の国民投票運動
中央団体立ち上げと国民的護憲運動の展開を！　P.9
別紙 4　会員ブログより
◇「ミサイル」より「核シェルター」――世界の核シェルター事情　P.11

第 106 回例会・勉強会の報告

2 月 26 日、都内・神明いきいきプラザにて、第 106 回例会・勉強会を開催した。（参加者 6 名；会員 78 名）。

例会では、川本委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い＜別紙 1＞、政治の現況を草野委員が報告した＜別紙 2＞。今回は電車遅延のため議事が前後し、事務局報告の前に政治の現況報告を行った。

政治の現況報告では草野委員から、「通常国会で岸田首相『任期中に憲法改正実現したい、先送りできない課題』と答弁」「岸田首相、来日した NATO 事務総長と会談し、日本と NATO の連携強化確認」「岸田政権、原発『最大限活用』方針を閣議決定、運転 60 年超可能に、建て替えも推進」「読売新聞世論調査で内閣支持率 41%に回復」などが報告された。

議論では、川本座長から映画『標的の島』の三上智恵監督講演の紹介があり、「アメリカは台湾危機を煽り、台湾に近い沖縄の島を手始めに、日本を対中国戦の前線基地としてミサイルを配備させ、それを自衛隊に任せ、アメリカ軍はいつでも移動できる基地として 40 の島に飛行場と港を造る。その結果、もう、辺野古はいらなくなった」との内容を報告した。その他の意見では、「現在の国会審議は国民の意思を反映していない」「原発規制委員会が原発推進委員会になっている」「緊張を激化させ戦争状態を作るのが軍産複合体の狙い」「ノルドストリーム破壊疑惑に見られるように、二面性の米国は民主主義を標榜しながら他国へ軍事介入する」などが出された。

事務局報告では福田代表から、①来信 2 件、②冊子シリーズ№14「安倍政権の総括」（案）の趣旨と

冊子の構成、③当会 HP ブログ投稿 1 件、などの報告を受けた。

なお、3 月の例会・勉強会は通常通り開催する予定である。

＜別紙 1＞　　事務局報告

1）来信

①　「種子島通信 37」　和田香穂里・和田伸

昨年 5 月に 36 号をお届けしてから、早や 8 カ月が過ぎようとしている。自衛隊馬毛島基地は、1 月 12 日、環境アセスメント評価書縦覧開始と同時に、本体工事が着工されてしまった。地元首長が賛否を明言しないままの基地建設着工は極めて異例だが、ここに至る動きの早さは異常とも言える。

対応に追われ「通信」にも手が付けられないまま年を越して、読者の皆様にご迷惑をおかけしております。「報告を」との声もいくつか頂戴し、多忙の言い訳を一時封印してやっとパソコンに向かいました。

「行政手続き」で基地計画を推進する八板市長

前号では、市長が相変わらず賛否を明らかにしないまま、再編交付金や宿舎建設に関して「特段の配慮」を防衛省に求めたことを「黙認」と報じられてから、「判断材料をそろえたい」と防衛省との協議を重ねているところまでを伝えた。このままのらりくらりと任期満了まで逃げ続けるのか、はたまた頃合いを見て「苦渋の選択」と基地受け入れを表明するのか。しかし市長が選んだ道はそのどちらでもなかった。

9 月議会に馬毛島小中学校跡地売却・馬毛島市道廃止・隊員宿舎用地売却の 3 議案を提出し、自ら「最期の切り札」を手放すに当たっての市長の弁は、「賛否とは切り離した行政手続き」だった。そしてその後は賛否を聞かれるたびに「賛否（同意不同意）を述べる情況ではない」と答え、公約については「公約違反には当たらない」「公約は常に私の頭の中にあり、国の動きに合わせてより現実的で、最善の対応を考えている。基本的に私の考えは変わっていない」と繰り返し、「任期を（責務を）全うする」と言い切っている。

突貫工事が始まった

「行政手続き」としての基地建設計画は濁流のように一気に動き出し、馬毛島基地建設で島の一部はお祭り騒ぎ、建設労働者の宿泊で、ホテルも民宿も満杯、観光客は予約が取れない。賃貸住宅や宿泊施設の新築改築で家賃相場が値上がりしている。建設業者同士で労働者の取り合いと賃金の吊り上げ合戦が起きている。第一次産業から建設業への人材流出が起き始めている。そして今後、島外資本の飲食業や風俗業がやって来て、組事務所なんかもできるかもしれない。8 年かかる工事を 4 年で終わらせ、米軍の要請に応えて 25 年度には FCLP 運用を開始するという。4 年後にはぺんぺん草も生えないくらい、色々なものが食い荒らされているのではないだろうか。

もう早くも、基地誘致派からさえ「こんなはずじゃなかった」という声が聞こえているという。始まってしまった狂騒曲のイントロは、昨年の夏ごろから大きく鳴り響いていたのだ。

本体工事着工の 12 日、反対派市民は抗議集会を開いた。急な呼びかけで平日の日中にもかかわらず、60 名余りの市民が集まり抗議の声を上げたが、防衛省がアセス概要の説明に来た前日 11 日に、防衛省職員に対する抗議行動を作れなかったことに、種子島の反対運動の大きな課題が表れている。

容認の地ならしか、市長から防衛省への「確認事項」

7 月 22 日、市長は防衛省に対して 21 項目の「自衛隊馬毛島基地（仮称）の設置に伴う 市民の不安と期待に関する確認事項」を提出した。騒音対策や「安心、安全」の確保、地域振興への対応などについて「配慮すること」「措置を講じること」などの言葉が並び、まるで容認前提だ、この内容で防衛省と協定を結ぶのかなどの声に市長曰く「あくまでも確認。防衛省の回答について市民の意見を聞いて（賛否を）判断する」。この時は 9 月議会で賛否を表明するのではないかと報道された。

確認事項への防衛省回答と、市説明会

8 月 10 日防衛省が「確認事項」に対する回答を出してきた。お馴染みの官僚答弁の中で、米軍 FCLP に関しては「飛行経路を遵守するとともに、地域への影響を最小限にとどめるよう、その都度、米側に申し入れてまいります」と、申し入れるしか対策が無いことをしれ～っと述べている。逆に自衛隊の訓練に関しては「部隊運用に支障のない範囲で、住民の皆様の生活に支障を生じさせないよう努めてまいります」と、住民より運用優先という軍隊の論理がさりげなく露呈している。

これを受けて 16～22 日、市長は市民に対して説明会を開いたが、小学校校区（自治会）ごとに地域に出向くことはせず、対象地域をいくつかに分けて、全て市民会館を会場に行われた。この時の市長にはまだ、市民の質問に誠実に答えようという姿勢がいくらかなりとも見て取れた。終了後に寄せられた質問への回答も、内容はともかく市民の意見を聴こうという雰囲気はあった。がしかし・・・後述の 11 月の市民説明会は、防衛省並みに木で鼻をくくった態度になってしまうのである。おりしも 16 日には当初市長が「必要ない」としていた馬毛島葉山港の浚渫工事が、市長の承認により始まっている。

※続きは当会ホームページ会員ブログ欄に掲載の「種子島通信 37」をご覧下さい。

② 友人・知人の皆さま!

デモリサ(democracy-research 民主主義研究所)の**森正孝**です。

今回のテーマは**『袴田さんはゼッタイ無実です! 死刑冤罪事件を明かにします・Part1 』**(全 3 部)です。　https://youtu.be/xQf6-mv0gIY

上記をクリックしてご覧ください。

★PartⅡ・2 月 17 日(金)

★PartⅢ・2 月 24 日(金)

いずれも 17:00 より放映予定!!　　※「袴田さん応援大会」案内チラシ⬇

https://www.amnesty.or.jp/get-involved/event/pdf/event_20230319_hakamada.pdf

2）冊子シリーズ№14「安倍政権の総括」（案）について

当会は冊子シリーズ№14 として、「安倍政権の総括」をテーマに、下記のとおり 6 月末以前の発行を予定している。

日本国憲法が求める国の形　シリーズ№14　安倍政権の総括（案）

総括の趣旨

安倍晋三政権は第 1 期 2006 年 9 月～2007 年 9 月と第 2 期 2012 年 12 月～2020 年 9 月、計 8 年 9 カ月弱の長期にわたり政権を担当し、この間、日本の政治は急激に右傾化した。

2006 年に政権を担当すると、安倍内閣は、早速、その年 12 月に改正教育基本法を成立させ、2014 年には、慰安婦問題で旧日本軍の強制性を認めた「河野談話」(1993 年) の再検討を開始し、2015 年 8 月には、少数の良識派を除く大半の御用学者が歴史を粉飾した「21 世紀構想懇談会」の報告書に基づく「戦後 70 年記念談話」を発表して、植民地支配と侵略を痛切に反省した「村山談話」(1995 年) を、上辺では受け継ぎつつ、内実で換骨奪胎した。

すなわち、ドイツ連邦のワイツゼッカー大統領の「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となる」の名演説（1985 年）とは裏腹に、「あの戦争とは何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わしてはなりなりません」と結んで、日独政治家の格の違いを露呈した。

そして 2012 年の総選挙、2013 年の参院選、2014 年の総選挙、2016 年の参院選、2017 年の総選挙、2019 年の参院選と 6 回の国政選挙を経て、たえず明文改憲の意図を誇示した。

この間、集団的自衛権行使容認の閣議決定（2014 年）や特定秘密保護法（2013 年）、安全保障関連法（2015 年）、共謀罪法（2017 年）の強行採決によって、実質改憲を遂行した。

さらに、十数人の被拉致者を盾に、戦前における朝鮮人数十万人の強制連行、徴用工、慰安婦問題などを隠蔽して戦後最悪の日韓関係を招いた。また、尖閣諸島問題では、日中国交回復（1972 年）当時、両国首脳間で棚上げについて暗黙の了解があるにもかかわらず、その後石原都知事の挑発（2012 年）で高められた緊張を煽り続けた。

そのうえ、加計学園、森友学園、桜を見る会、旧統一教会の問題では、職権を汚し、嘘の政府答弁を森友学園だけで 139 回、桜を見る会で 118 回も重ね、その間、自殺者、囚人を生み、最後に、一暗殺者の凶弾に倒れ、故人が愛誦していた格言「信なくば立たず」を自ら実証した。

また、故人が誇ったアベノミクスは、大規模な金融緩和によって、かえって、日本経済の停滞を招き、実質賃金は低下し続けた。

そして安倍政権の後を継ぐ菅義偉政権（2020 年 9 月）と岸田文雄政権（2021 年 10 月）が、極反動化した安倍政権下の諸政策を継続していることに危機感を覚え、ここに、安倍政権時代の徹底的な分析を試みる。

冊子の構成

1．アベノミクスのいかがわしさ
2．歴史の粉飾と修正――戦後 70 年安倍首相談話と２１世紀構想懇談会報告書
3．外交政策――特に戦後最悪の日韓関係を巡って
4．強行採決などによる実質改憲と 6 度の国会議員選挙
5．職権乱用と虚偽答弁――加計学園、森友学園、桜を見る会、旧統一教会について
6．その他。

3）当会ＨＰ会員ブログへの投稿　＜別紙 4＞

◇「ミサイル」より「核シェルター」――世界の核シェルター事情　　弁護士 後藤富士子

4）集会の案内

◇「新しい戦前にさせない」連続シンポジウム第２回　＃軍拡より生活

「女性目線での政治を求め立ちあがった女性たちからの報告」

・2 月 28 日（火）18：00 開場、18：30 開会
・全水道会館 4 階大会議室（文京区本郷 1-4-1）　　・参加費 800 円
・主催：共同テーブル　連絡先：藤田隆景 090－8808―5000、石河康國 090-6044－5729
・近畿集会：2 月 23 日（木）13：30～16：30　大阪 PLP 会館 5 階（北区天神橋 3-9-27）
※連続シンポジウム第 1～2 回の録画⇒「共同テーブル」ホームページ

◇ 岸田政権の新たな原発推進政策反対！　フクシマを忘れない！　再稼働を許さない！

3.21 さようなら原発全国集会　　※詳細⇒主催者ホームページ「さようなら原発」一千万署名

・3 月 21 日（火・祝日）　13:00 開会／15:00 終了／15:15 デモ行進

・代々木公園 B 地区イベント広場・野外ステージ・けやき並木

・トークライブ　落合恵子さん　鎌田慧さん　ほか

5）当面の日程

第 107 回例会・勉強会	3 月 26 日(日)13:30～16:30	豊岡いきいきプラザ集会室 B
	（都バス「田 87」田町―渋谷・東急バス「東 98」東京－目黒、「三田 5 丁目」バス停前）	
第 109 回運営委員会	4 月 1 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ集会室 A
第 108 回例会・勉強会	4 月 23 日(日)13:30～16:30	新橋ばるーん　205 学習室
第 110 回運営委員会	4 月 29 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ集会室 A
第 109 回例会・勉強会	5 月 28 日(日)13:30～16:30	神明いきいきプラザ集会室 C
第 111 回運営委員会	6 月 3 日(土)13:00～	未定

＜別紙 2＞　政治の現況について

（1）主なニュース一覧（2023/1/21－2/20）

＊第 211 通常国会開会（会期 6 月 21 日まで）。岸田首相施政方針演説（2023/1/23）

＊福島第一原発事故、二審無罪の東電旧経営陣 3 人を検察官役指定弁護士が上告（2023/1/24）

＊岸田首相、「（総裁）任期中に憲法改正実現したいと申し上げてきた」「先送りできない課題」と国会答弁（2023/1/26）

＊政府、新型コロナ「5 類」移行正式決定、医療費は一部自己負担に（2023/1/27）

＊岸田首相、来日した NATO 事務総長と会談。日本と NATO の連携強化確認（2023/1/31）

＊政府、陸海空 3 自衛隊を一元的に指揮する常設の統合司令部新設、24 年度発足決める（2023/2/6）

＊浜田防衛相、集団的自衛権行使した場合、日本への攻撃「あり得る。大規模被害も否定できない」と国会答弁（2023/2/6）

＊岸田政権、原発推進を閣議決定（2023/2/10）

＊岸田政権、75 歳以上の医療保険料値上げ法案閣議決定（2023/2/10）

＊宮崎地裁、生活保護基準額の引き下げ違憲、取り消し認める判決（2023/2/10）

＊東京高裁、安保法制違憲東京差止め訴訟の控訴棄却判決（2023/2/16）

＊内閣支持率 41％に回復。読売新聞世論調査（2023/2/19）

（2）新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

① **産経新聞 THE SANKEI NEWS**　2023 年 1 月 26 日　　ニュース記事

岸田首相、憲法改正「先送りできない」　衆参代表質問詳報

岸田文雄首相が出席した 26 日の衆参両院本会議の代表質問での主なやり取りは次の通り。

参院本会議

立憲民主党・水岡俊一氏　「反撃能力の保有などの安全保障政策の大転換は、平和国家としての歩み

を変えないことと矛盾しないのか。なぜ国会に詳しく説明し、議論する場を設けなかったのか」

首相　「(国家安全保障戦略などの）安保３文書に基づく取り組みは安全保障政策の大転換であると考えるが、あくまで憲法、国際法の範囲内で行うものだ。平和国家としての歩みを維持するとの方針は３文書も前提としており、矛盾しない。３文書は政府・与党で１年以上にわたるプロセスを経て方針を決定する過程で、国会でもできるだけ丁寧な説明を心がけてきた。進め方に問題があったとは考えていない」

水岡氏　「『異次元の少子化対策』の『異次元』とはどのような意味か」

首相　「子供・子育て政策は最も有効な未来への投資であり、最優先の課題だ。個々の政策の内容や規模が重要であるのはもちろん、地域社会や企業のあり方も含め、社会全体で子供・子育てを応援するような意識を高めて、年齢や性別を問わずに（社会の）皆が参加する。こうした次元の異なる少子化対策を実現したい」

自民党・山本順三氏　「新型コロナウイルスの『２類相当』から『５類』への見直しでは、医療費の全額公費負担やマスク着用などについて、国民が不安を持つことがないような準備をすべきだ」

首相「２類相当から５類への見直しに伴う医療体制や公費支援など、さまざまな政策や措置については、医療現場の混乱を回避するためにも段階的な移行が重要と考えており、具体的な内容について検討と調整を進める。見直しのスケジュールは厚生労働省の審議会などの議論を踏まえ、早期に示したい」

衆院本会議

日本維新の会・馬場伸幸氏　「世界的な物価高騰のあおりで国内の消費者物価は急上昇している。物価高を上回る賃上げが欠かせないが、中小・零細企業は困難だ」

首相　「目下の物価高に対する最大の処方箋は賃上げだ。まずはこの春の賃金交渉に向け、物価上昇を超える賃上げに取り組んでもらうため、価格転嫁対策の強化、賃上げ税制、補助金における賃上げ企業の優遇など、政策を総動員して環境整備に取り組む」

馬場氏　「憲法改正について衆参両院の憲法審査会が足並みをそろえ、改憲項目を絞った上で国民投票をいつ実施するか。国会発議に向けて意見集約を加速させるべきだ」

首相　「私自身が（自民）総裁選などを通じ、任期中に憲法改正を実現したいということは申し上げてきた。憲法改正は先送りできない課題であり、こうした考えにいささかの変わりもない。首相の立場から憲法改正議論の進め方や内容について直接申し上げることは控えなければならないが、憲法改正は最終的に国民の判断が必要であり、与野党の枠を超えてさらに積極的な議論を期待したい」

② **東京新聞 TOKYO Web**　2023 年 1 月 27 日　　ニュース記事

コロナ「５類」移行正式決定　医療費は一部自己負担に　　（共同通信）

政府は 27 日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、５月８日に季節性インフルエンザと同じ「５類」に引き下げることを対策本部で正式に決めた。岸田文雄首相が表明した。感染拡大から４年目に入り、新型コロナ対策は大きな転換点を迎える。

医療費は５月８日から一定の自己負担を求め、公費負担は段階的に縮小する方向で検討している。新型コロナ患者が現在の発熱外来よりも幅広い医療機関で受診できるよう、医療体制は必要な感染対策を講じながら段階を踏んで拡大する。マスク着用は屋内外を問わず個人の判断に委ねる。

③　朝日新聞 DIGITAL　2023 年 1 月 31 日　　ニュース記事

岸田首相、NATO 事務総長と会談　インド太平洋での連携強化を確認

岸田文雄首相は 1 月 31 日夜、首相官邸で北大西洋条約機構（NATO）のストルテンベルグ事務総長と会談した。ロシアのウクライナ侵攻に直面する NATO と、軍事力を急速に増強する中国に向き合う日本が、インド太平洋地域での安全保障の連携強化を確認。首相は、現在は在ベルギー大使館が担っている NATO との窓口について、2023 年度に独立した日本政府代表部を設置すると発表した。

会談冒頭、首相は「厳しい安全保障環境において、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持強化に向けて、連携がこれまで以上に重要になっている」と強調した。

両氏の会談は昨年 6 月、スペイン・マドリード以来。岸田政権は昨年 12 月に閣議決定した安保関連 3 文書で、同盟国の米国だけでなく、日本と同じ外交・安保上の課題解決をめざす「同志国」との連携を打ち出した。NATO もインド太平洋地域への関与を深める姿勢を明確にしており、両氏は会談で、「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）推進のための連携強化を打ち出した。

会談後の共同記者発表で首相は、「NATO がインド太平洋地域への関心と関与を深めていることを歓迎する」と表明。両氏は NATO 理事会会合や参謀長会合への日本の定期的な参加を検討するなど、緊密な意思疎通を推進することも確認した。

具体的には、NATO が蓄積する安保上のノウハウを習得するため、防衛省などから NATO の研究施設に要員を派遣する。ロシアと対峙（たいじ）する北欧やバルト諸国には、ロシアによる情報戦やサイバーを組み合わせたハイブリッド戦を通じて蓄積してきたノウハウがあるとされる。日本側には、こうした安保上のノウハウを習得する狙いがある。NATO が加盟国各地に抱える独自の研究機関に派遣することも目指す。

NATO は昨年 6 月に改訂した長期的な行動の指針「戦略概念」で、中国について「我々の利益、安保、価値観への挑戦だ」と明記した。中国への警戒感を強める背景にはロシアと中国の接近がある。NATO 諸国にとって、中ロの接近は大きな懸念となっている。今回の会談で両氏は、ロシアによるウクライナ侵攻への対応や東シナ海、南シナ海での中国の海洋進出、北朝鮮の核・ミサイル問題についても議論した。

会談でストルテンベルグ氏は「欧州で起きていることは、アジアにも影響があり、アジアで起こることは、欧州に対しても、大きな影響がある」と語った。

会談では、日本と NATO の安保協力などを定めた「日・NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）」にサイバーや海洋安保分野の協力、互いの演習へのオブザーバー参加の拡充などを盛り込む新たな文書の作成で一致した。

政府関係者は「NATO トップが来るという政治的メッセージも重要だが、安保分野でどう協力を進めていけるかがカギになる」と指摘。「今回の会談を、安保協力を深める一歩にしたい」と話した。（田嶋慶彦）

④　東京新聞 TOKYO Web　2022 年 2 月 7 日　　ニュース記事

「大規模被害も否定できない」と防衛相　集団的自衛権行使で日本への攻撃「あり得る」

浜田靖一防衛相は 6 日の衆院予算委員会で、他国を武力で守る集団的自衛権を日本が行使した場合、相手国からの攻撃で「わが国に被害を及ぼす場合もあり得る。大規模な被害が生じる可能性も完全に否定できない」と述べた。共産党の穀田恵二氏の質問に答えた。

浜田氏は、米国など密接な関係にある他国が攻撃され、日本の存立が脅かされる「存立危機事態」

で集団的自衛権を行使して日本が攻撃に加わった場合、その後に日本も武力攻撃を受け「被害を及ぼす場合もあり得る」と認めた。

重大な被害が起こり得るか認識を問われたのに対しては、被害を最小限に抑えるよう自衛隊が対処しても、大規模な被害となる可能性に言及。「このため、そもそも日本に武力攻撃が発生しないよう抑止力の強化が重要だ」と強調した。

穀田氏は、岸田政権が保有を決めた敵基地攻撃能力（反撃能力）を集団的自衛権の行使でも使う可能性を認めているため、「日本を守るどころか米国の戦争に巻き込み、甚大な被害を及ぼすことにほかならないことが明らかになった」と訴え、安全保障関連 3 文書の閣議決定の撤回を求めた。　（川田篤志）

⑤　**東京新聞 TOKYO Web**　2023 年 2 月 10 日　　ニュース記事

原発「最大限活用」方針を閣議決定　「依存度低減」から大転換

運転 60 年超可能に、建て替えも推進

政府は 10 日、次世代型原発への建て替えや、運転期間 60 年超への延長を盛り込んだ脱炭素化に向けた基本方針を閣議決定した。再生可能エネルギーに加え、原発の「最大限活用」も明記。東京電力福島第 1 原発事故後、原発の依存度低減を掲げてきたが、ウクライナ危機によるエネルギー資源の調達環境の悪化などを背景にエネルギー政策を大きく転換する。

決定したのは「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」。西村康稔経済産業相は「官民一体で GX 実現に向けた取り組みを加速させる」と述べた。

昨年 12 月の取りまとめ後にパブリックコメント（意見公募）を実施し、約 3300 の意見が寄せられた。

福島事故後に「原則 40 年、最長 60 年」と定められた原発の運転期間は、再稼働のための審査対応で停止した期間を計算から除き、60 年超の運転を可能にする。安全性が高まるとして次世代型原発の開発・建設にも取り組む。（共同）

⑥　**読売新聞オンライン**　2022 年 2 月 19 日　　ニュース記事

内閣支持率 41%と 4 か月ぶり 4 割回復、偵察気球の撃墜方針「支持」70%…読売世論調査

読売新聞社の全国世論調査では、中国の無人偵察用気球と推定される物体が日本の領空を飛行していたことを受け、撃墜できるよう政府が自衛隊の武器使用基準を緩和する方針を示したことについて、「支持する」が 70%に上り、「支持しない」は 22%にとどまった。

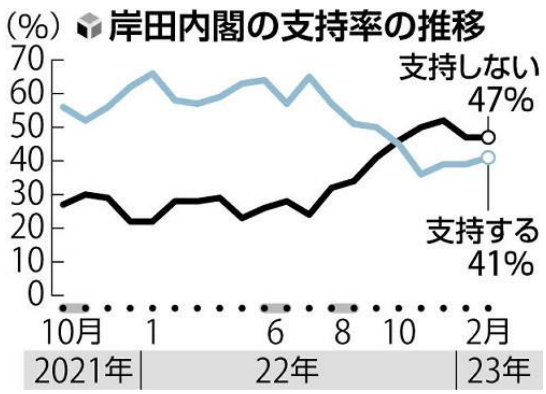

岸田内閣の支持率は 41%となり、4 か月ぶりに 4 割台を回復した。前回 1 月 13～15 日調査は 39%だった。不支持率は 47%（前回 47%）。

政党支持率は自民党が 35%（前回 36%）、立憲民主党が 6 %（同 6 %）などで、無党派層は 39%（同 41%）。

調査は 17～19 日に実施した。

＜別紙 3＞　提　言

「９条変えない　緊急事態条項 NO！」の国民投票運動
中央団体立ち上げと国民的護憲運動の展開を！

民主主義憲法・平和憲法としての現日本国憲法改悪の改憲発議が迫っている。

昨年 7 月参院選の結果、自公与党・日本維新の会などを中心とする改憲勢力は、衆参両院において改憲発議に必要な 3 分の 2 を超える議席を確保した。

この結果を踏まえて、衆参両院に設置された「憲法審査会」は国会開会中においても毎週のように開催され、改憲発議に向けた議論を活発化させてきた。

審査会での議論を主導するのは言うまでもなく多数の委員を占めた改憲勢力である。そしてそのテーマは、自民党が 2018 年の党大会で決定した「改憲 4 項目」（①9 条への自衛隊明記、②緊急事態条項新設、③参議院の合区解消、④教育環境の充実）を中心とするものであり、中でもその焦点は「9 条自衛隊明記」と「緊急事態条項」に絞られている。

憲法 9 条への「自衛隊明記」は「戦争放棄」を掲げた平和憲法としての 9 条を「死文化」させるものであり、自然災害を口実とした「緊急事態条項」の新設は民主主義憲法としての現憲法全体を停止させ、内閣独裁を可能とするものである。

この恐るべき改悪原案による改憲発議が迫っているのである。

岸田首相は今第 211 国会施政方針演説で、第二次安倍政権が強行推進した「集団的自衛権」行使容認閣議決定に基づく違憲の「安保法制」という戦争法体系を継承し、「反撃能力」（敵基地攻撃能力）を含む「防衛力の抜本的強化」とともに、「憲法改正もまた、先送りできない課題」であるとして、改憲発議への決意を表明した。

「国民投票法」（日本国憲法の改正手続きに関する法律）は、憲法審査会が憲法改正原案を衆参両院に提出し両院において審議・可決された場合は、その可決をもって国会が憲法 96 条 1 項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案したものとする、としている。そしてこの発議した日から起算して、わずか 60 日以後 180 日以内に国民投票を行う、としている。

こうした改憲発議の危機的状況が迫っているにもかかわらず、憲法 9 条擁護を中心とするする護憲勢力側の対応は、旧来の護憲運動の延長線上の活動にとどまっているのではないだろうか。

前述したように、国会において憲法改正発議がなされた場合、最短で 60 日、最長で 180 日という短期間で国民投票が行われるのである。発議されてからでは国民への宣伝活動一つとっても、現状の分散した護憲運動のままではまったく状況に対応できず、手遅れとなるであろう。

それゆえ、私たちは冒頭に掲げたように、現時点から改憲発議後の「国民投票」にも対応できる「護憲共闘」としての「９条変えない　緊急事態条項 NO！」の国民投票運動を中央団体として一刻も早く立ち上げ、ここに護憲政党を始め全国の草の根の護憲組織や「9 条を変えるべきではない」と考えるあらゆる団体・個人が参加・結集し、国民的護憲運動を遅ればせながら開始すべきと考える。

もとより、当会のような極小の無力な護憲組織が、このような大層な提言をすることのいかに分不相応なことかは自覚しているつもりである。もし、中央段階で、前述のような「国民投票運動」団体の

設立構想が現に進んでいるのであれば、お詫びの上、このような提言は直ちに取り下げるべきと考えている。

しかし、「国民投票法」が自民党第一次安倍政権下で、民主党（当時）の修正案を拒否して強行成立させられたのは 2007 年 5 月の 16 年前である。以降、2014 年、2021 年に一部改正が行われたものの、その重大な欠陥である国民の主権行使の制限とも言える公務員への「国民投票運動」への規制や最低投票率の未設定、改憲発議から国民投票日までのあまりの短さ、テレビ CM の上限規制もないという基本構造は今も変わっていない。

護憲勢力はこの重大な欠陥を持つ「国民投票法」の改正運動と「国民投票」に備えた組織運動体制の構築に取り組むべきであったが、今日に至るまでそれがなされていないのが現実である。国民投票法の欠陥とその改正すべき点を指摘して警鐘を鳴らしてきたのは、日本弁護士連合会や一部の憲法研究者団体であった。

護憲勢力はなにゆえこの「国民投票法」と向き合い、その改正運動も含めて「国民投票」に備えた組織体制・運動態勢の構築に取り組まなかったのであろうか。

その理由はほぼ明らかである。「国民投票法」の正式名称が「日本国憲法の改正手続きに関する法律」となっている通り、「国民投票」とは名ばかりの「改憲手続き法」であり、この法律の欠陥を指摘してその改正を唱えるのは、「改憲の土俵に乗ること」になるのでよくない、改憲の「発議をさせない」闘いこそが重要だという認識である。

もちろん、制定当時も現在も「発議をさせない」闘いが重要であることは間違いない。この法律の制定当時はなおさらであった。しかし、16 年もの間、護憲勢力がこの「国民投票法」とまともに向き合ってこなかった現実には、護憲勢力側に深刻な問題性が内在していることを示している。

その一つは、改憲阻止の闘いは「発議」されてしまえばそれで終わりだ、「国民投票」で改憲案を否決するのは不可能だ、という認識であり、二つ目にはこれがより重大な問題点なのであるが、国民が主権者として自ら判断を下すという主権行使の重要性に対する軽視があったのではないだろうか。

こうして護憲勢力側に重大な弱点があったが故の現状ではあるが、遅きに失してはいるが、今からでも憲法改悪の「発議」を覆す「最終決戦」としての「国民投票」に勝利すべく態勢を構築し、国民的な護憲運動を展開すべきである。

その際、これまでのように一部護憲派の市民を対象としていた運動では間に合わない。全国民を対象とした運動として展開しなければならない。

その運動の当面の柱は、一つは国民の主権行使を妨げる重大な欠陥を持つ現行「国民投票法」の国民への周知のための宣伝と、その改正運動の提起と推進である。二つには、こうした国民的護憲運動を展開するに要する財源の確保と「改憲案」の危険性を暴露する宣伝活動の推進である。

財源の確保は、中央団体としての「国民投票運動」組織にすべての護憲団体・個人（匿名含む）に参加してもらい、最低限の一定額の活動費の拠出をお願いする。さらに、活動に必要な目標額を決めて任意の寄付・浄財を募るほか、クラウドファンディングなどを活用して、「9 条を変えるべきではない」と考える個人や団体からも寄付を募る。宣伝活動はテレビ CM の上限規制を主張するのみならず、自らもテレビや新聞において積極的に宣伝活動を展開すべきである。

こうした国民的護憲運動の展開によって改憲発議を迎え撃ち、最終決戦としての「国民投票」における国民の主権行使によって改憲案に×を付け、改憲勢力の策動を打ち破っていくしか選択肢はない。この最後の局面を、最善を尽くして闘いきることが求められている。

以上、自らはこの運動を牽引する力量のない小さな護憲団体が、身の程もわきまえずにこのような提言をすることをご容赦いただきたい。全国的に活動している護憲団体とさまざまな市民団体・労働運動団体の幹部諸氏には、この提言の趣旨を受け止めていただき、国民的規模の護憲運動を牽引していただきたいと切に願っている。

2023 年 3 月 4 日

完全護憲の会

＜別紙 4＞　会員ブログより

◇「ミサイル」より「核シェルター」――世界の核シェルター事情

弁護士 後藤富士子

核シェルターは、戦争時の各種攻撃を避けて生き延びるために人間が一時的に利用する空間であり、世界で多くは地下に設置され、収容人数が数千人規模のものから一般家庭用の小型のものまで様々ある。世界各国では、核ミサイルの脅威への備えの重要性を認識し、核シェルターの整備を政府主導で進めている。人口当たりの核シェルターの普及率は、スイス・イスラエルで 100%、ノルウェー98%、アメリカ 82%、ロシア 78%、イギリス 67%、シンガポール 54%であるが、日本は僅か 0.2%で無いに等しい。

スイスは「シェルター精神」を持つことで有名であり、1962 年のキューバ危機を受けて、翌 63 年に全戸に核シェルターの設置を義務付ける連邦法が成立している。2012 年に法改正され国民の自宅設置義務はなくなったが、自治体に代価を支払い、最寄りの公共シェルターに家族全員分のスペースを確保する必要がある。こうした政策により 30 万基以上の核シェルターが設置され、人口約 800 万人の 114%、国民全員以上の収容が可能となっている。

イスラエルは実際にミサイル攻撃に耐えた経験を持ち、現在世界で最も危機対策が調った国。独立を宣言した 3 年後の 1951 年の民間防衛法で法制化され、すべての住宅、工業用建物（工場）に避難所を建設し維持することが義務付けられている。

韓国のソウル市内には核シェルターが 1038 か所に設置されており、普及率は 323.2%に達する。地下シェルターは地下鉄と共用され、コンビニを初め生活に必要な品々が調達できるようになっている。

ところが、日本は、唯一の被爆国であり、周囲を中国、ロシア、北朝鮮などの核保有国に囲まれているにもかかわらず、普及率は０．０２％。日本では、国や自治体が核ミサイルから国民の命を守ってくれないのである。それどころか、自衛隊基地の地下化が進められているという。このような政府こそ､｢平和ボケ｣しているのではないのだろうか？　（2023 年 1 月 23 日）

情報出典　https://takayakoumuten.co.jp/8877

◆当会への入会ご案内（会費は無料）　参照：https://kanzengoken.com/?page_id=6402

「完全護憲の会」入会申込書　No.＿＿＿＿＿＿

氏　　名	
ふ　り　が　な	
入 会 年 月 日	２０　　年　　月　　日
メールアドレス	
住　　所	〒
電　話　番　号	
入会金（1000 円）	□支払い済み　　□未払い

目次に戻る